

令和7年6月26日

教育長答弁実録

（教育委員会）

6

（問）医療的ケア児と教育支援について

これまでの県における医療的ケア児支援の取組と成果をどのように評価しているのか、教育長に伺う。

また、今後、県立高校を含む教育現場における看護師の配置拡充や、障害に対する専門的な知識を持った人材の拡充をどのように進めていくのか、併せて教育長に伺う。

さらに、家庭と学校が連携しながら医療的ケア児の個性や可能性を引き出す支援の仕組みをどのように制度化、普遍化していくのか、併せて教育長に伺う。

（答）

医療技術の進歩により、医療的ケア児の増加とともに、その病態も多様化しており、個々の状況に応じた適切な支援が行われることは重要であると認識しております。

このため、本県では、地域における医療的ケアに対応できる人材確保のため、令和6年度末までに、

- ・ 医療的ケア児への支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を189名、
- ・ 医療的ケアに対応できる看護師や介護従事者を254名、

育成したところでございます。

また、医療的ケア児やその家族が地域の中で安心して生活ができるよう広島県医療的ケア児支援センターを令和5年7月に設置し、相談対応や支援を行う中で、

- ・ 必要な補装具の支給や訪問診療をスタートできた事例、
- ・ 保護者の休息等のため、医療的ケア児のショートステイ利用につなげた事例、
- ・ 看護師配置により学校の宿泊学習へ参加できた事例など、

課題の解決につながった事例も出てきており、医療的ケア児が安心して地域で生活していくためのサポート体制の構築に、一定の成果が表れているもの

と考えております。

こうした中、県立学校における医療的ケア児の支援につきましては、個別の教育支援計画を進学時に校種間で引き継ぎ、必要な支援体制を確認した上で、

- ・ 在籍者数や医療的ケアの内容に応じて、必要な看護師を配置することに加え、
- ・ 看護師資格を有する常勤の医療的ケア指導教員を県立特別支援学校2校に配置して、

県立高校や小・中学校の相談・支援を行っているところであり、今後とも必要な支援の状況に応じて、医療的ケア実施体制の拡充と教職員の専門性向上に取り組んでまいります。

また、家庭と学校が連携する仕組みといたしましては、各学校において、教育委員会が作成した「医療的ケアハンドブック」や主治医からの指示書等を踏まえた、個々の「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、保護者、教職員・看護師等で共有して対処する仕組みを構築しており、どの学校に在籍しても十分な支援が得られるよう、適切に対応してまいります。

教育委員会といたしましては、すべての県立学校におきまして、家庭としっかりと連携しながら、医療的ケア児の個性や可能性を引き出す支援を講ずることができるよう、教育支援の充実に取り組んでまいります。